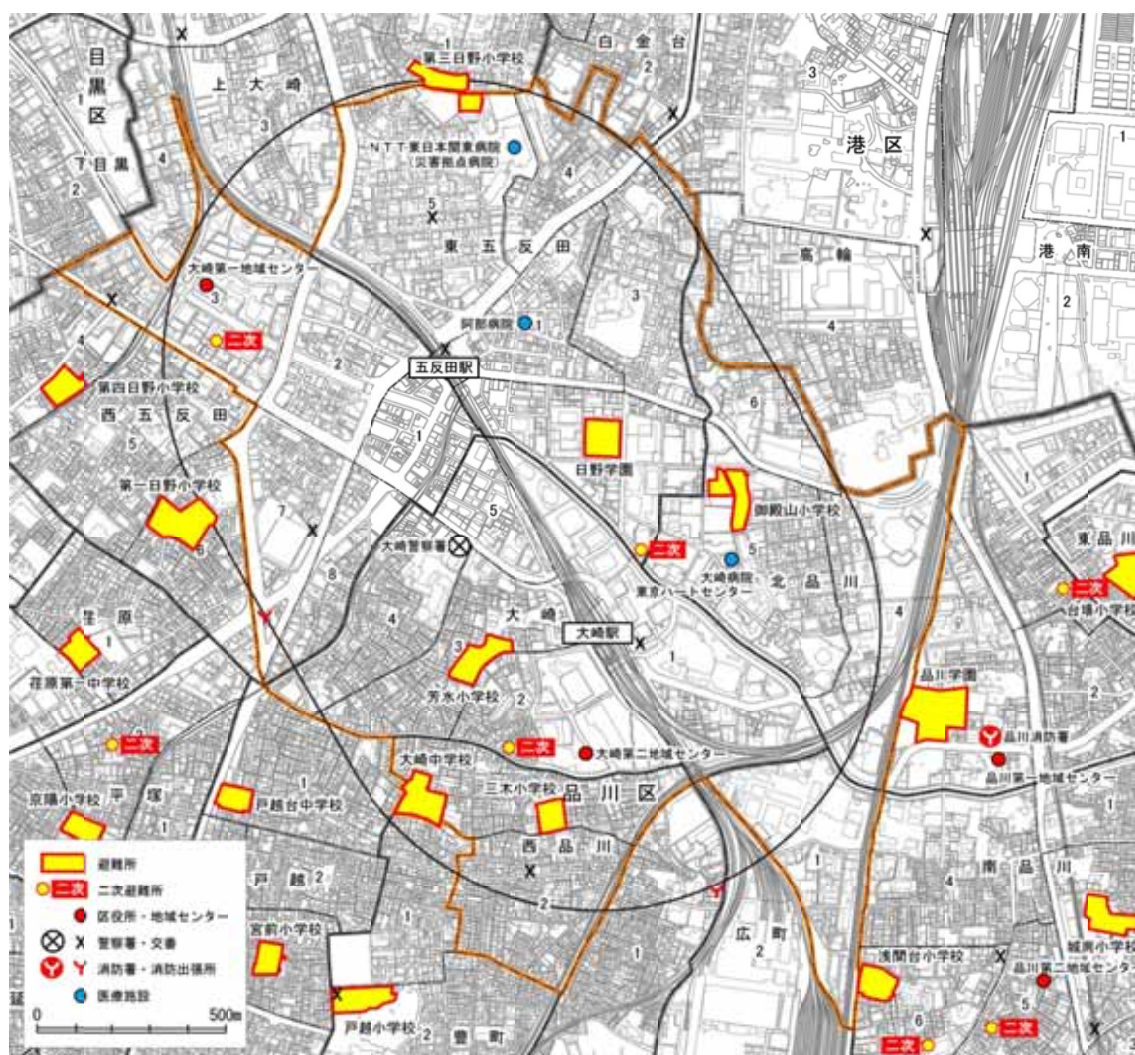


2. 現況および課題の把握

図表 69 避難所、医療施設等¹



【津波避難施設】

津波避難施設とは、気象庁から東京湾内湾に「津波警報」「大津波警報」が発表された場合、その警報が解除されるまでの間、地域住民等が一時もしくは緊急避難する建物のことである。

大崎駅周辺地域における津波避難施設は、日野学園が該当する。

図表 70 津波避難施設（区有施設）一覧（平成27年3月現在）⁵¹

施設名	所在地	条件
日野学園	東五反田2丁目11-1	
品川図書館	北品川2丁目32-3	開館時間内
北品川児童センター	北品川2丁目7-21	開館時間内
品川学園	北品川3丁目9-30	
品川健康センター	北品川3丁目11-22	開館時間内
北品川職員待機寮	北品川3丁目11-17	
台場小学校	東品川1丁目8-30	
城南小学校	南品川2丁目8-21	

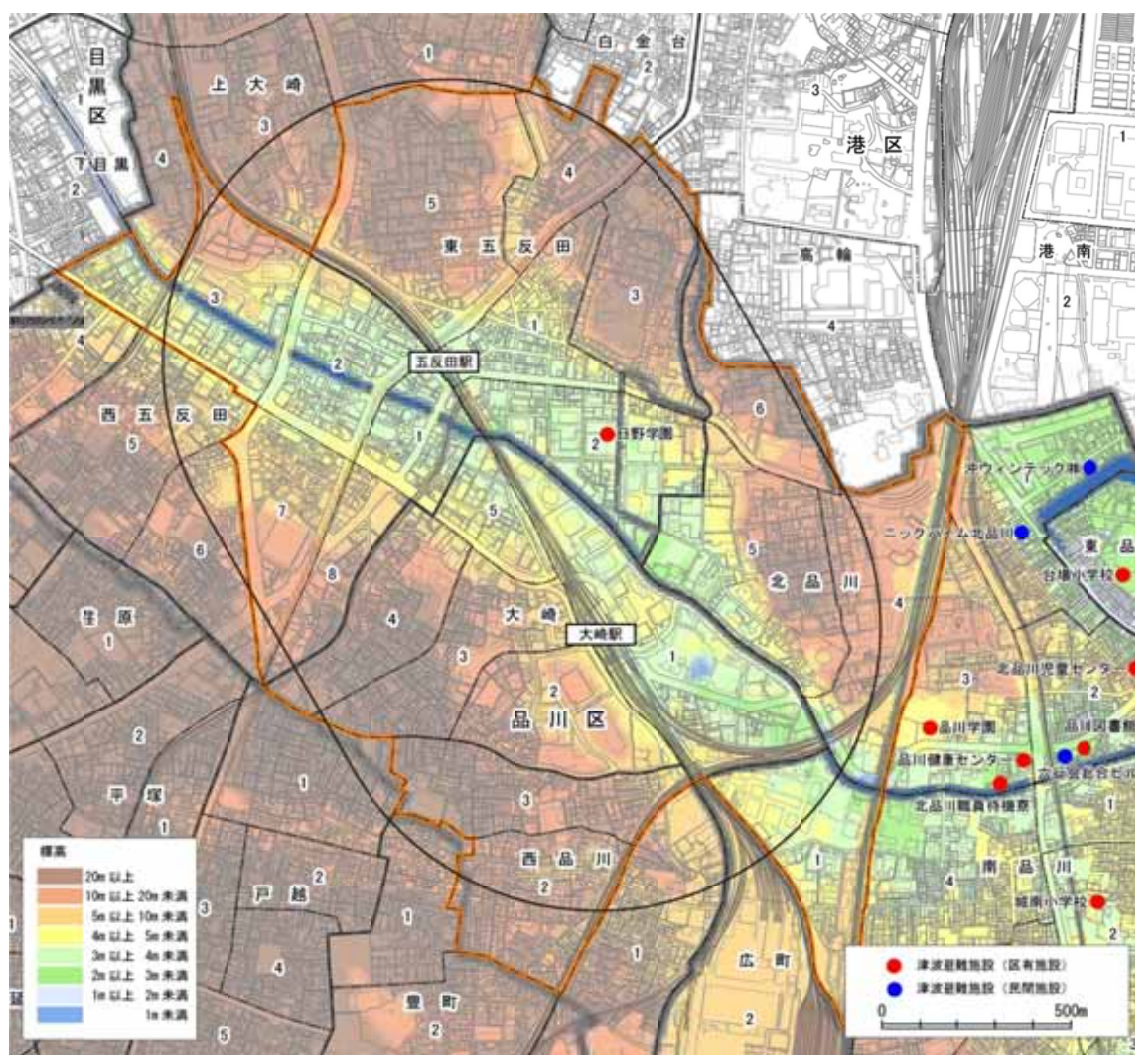
区と津波避難施設協定を締結している民間施設は、以下のとおりである。

図表 71 津波避難施設（民間施設）一覧（平成27年3月現在）⁵¹

施設名	所在地	一時待機場所	条件
沖ウィンテック(株)	北品川1丁目19-4	6階 会議室	日・祝を除く、 平日9時～17時
ニックハイム北品川	北品川1丁目22-17	3～6階 開放廊下	
六行会総合ビル	北品川2丁目32-3	8階 荏川倶楽部ラウンジ	業務時間内(品川図書館の補完施設として)

2. 現況および課題の把握

図表 72 大崎駅周辺地域の津波避難施設^{1, 52}



- ・大崎駅周辺地域は、海からの距離があり、目黒川周辺を除いては標高が高いため、津波の被害を直接受ける可能性は少ないと考えられる。
- ・大雨時等には、目黒川の水害に注意が必要である。

g. 一時滞在施設

【東京都指定の一時滞在施設】

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などの帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設である。

一時滞在施設の確保および運営については、ガイドラインが示されており、指定を受けた施設は、新耐震基準を満たす施設であって床面積3.3㎡につき2人の収容を目安として、発災後3日間程度の運営を続けるなどの役割が定められている。

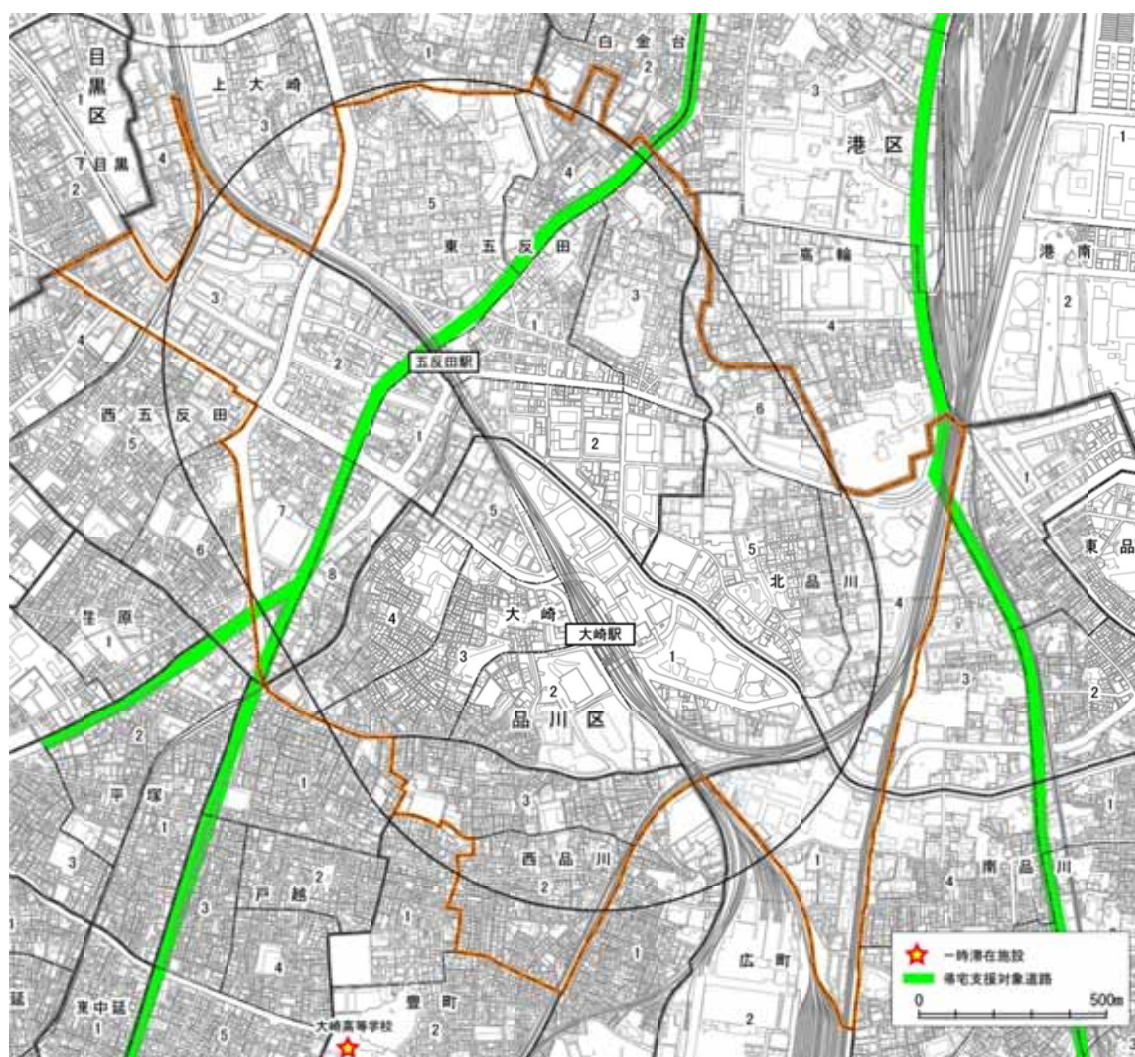
大崎駅周辺地域の最寄りの一時滞在施設は、大崎高等学校であるが、駅から半径750m圏外である。

図表 73 品川区内の都立一時滞在施設（平成26年12月現在）⁵³

施設名	住所
東京都立産業技術高等専門学校 品川キャンパス	品川区東大井1丁目10-40
城南職業能力開発センター	品川区東品川3丁目31-16
大井ふ頭中央海浜公園（スポーツセンター）	品川区八潮4丁目1-19 品川区八潮4丁目2-1
小山台高等学校	品川区小山3丁目3-32
大崎高等学校	品川区豊町2丁目1-7

2. 現況および課題の把握

図表 74 大崎駅周辺地域の一時滞在施設¹



【民間事業者協定施設】

品川区では、民間事業者等との連携や協力体制の確立を図ることとし、帰宅困難者の受け入れ等に関する協定の締結を推進している。

大崎駅周辺地域において、現状では一時滞在施設が不足しているが、オフィスビルや集客施設など、潜在的に受入可能施設が点在していることから、協議会等を通じて認識の共有を図り、一時滞在施設の確保を進めていくことが重要である。

h. 帰宅支援施設

【帰宅支援対象道路】

東京都は、地域防災計画において16路線を指定し、災害時には通行可能区間などの安全情報、沿道の火災や建物倒壊などの危険情報を災害情報提供システム等を活用して提供する。

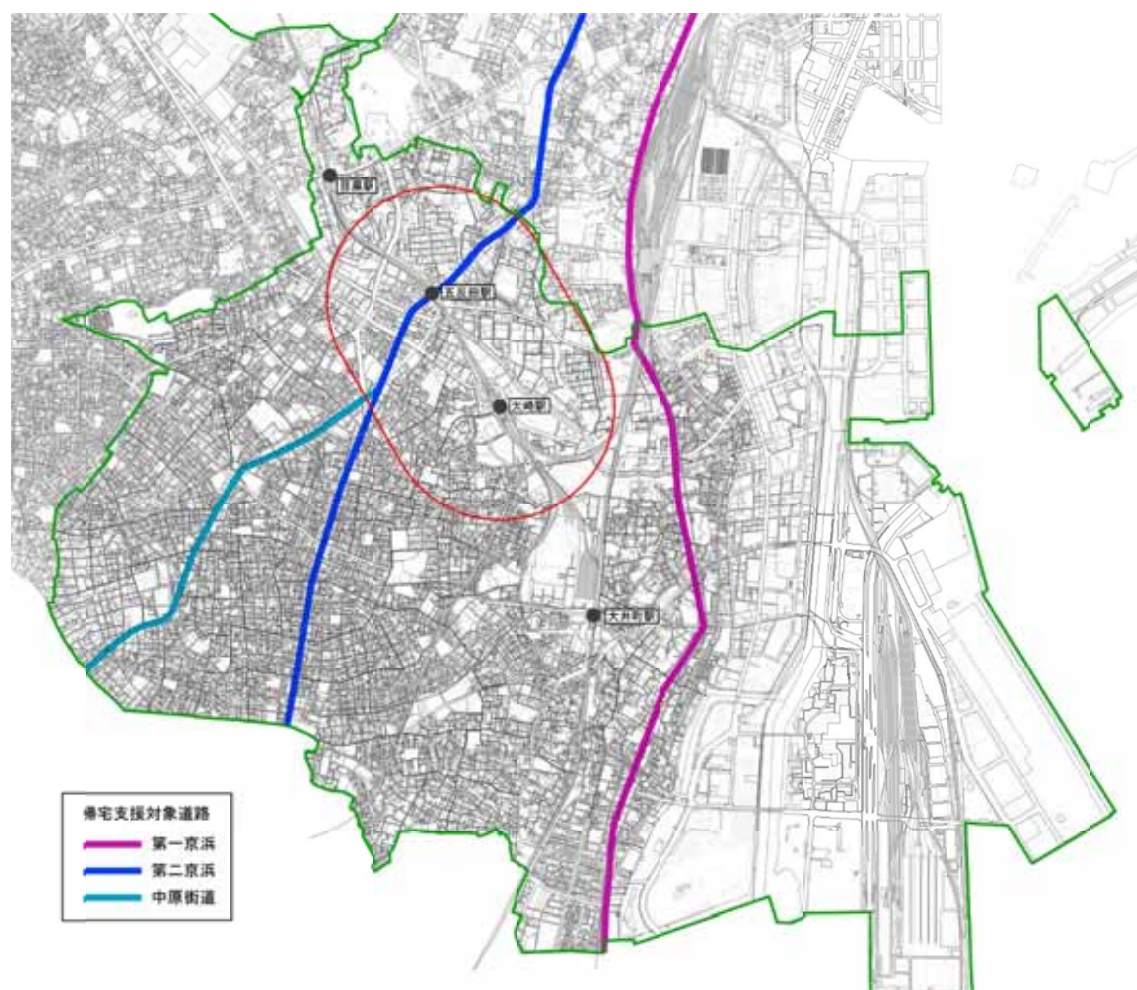
品川区では、第一京浜、第二京浜、中原街道が指定されている。なお、大崎駅周辺地域において対象道路の指定はない。

図表 75 帰宅支援対象道路⁵⁴



2. 現況および課題の把握

図表 76 品川区内の帰宅支援対象道路^{1, 55}

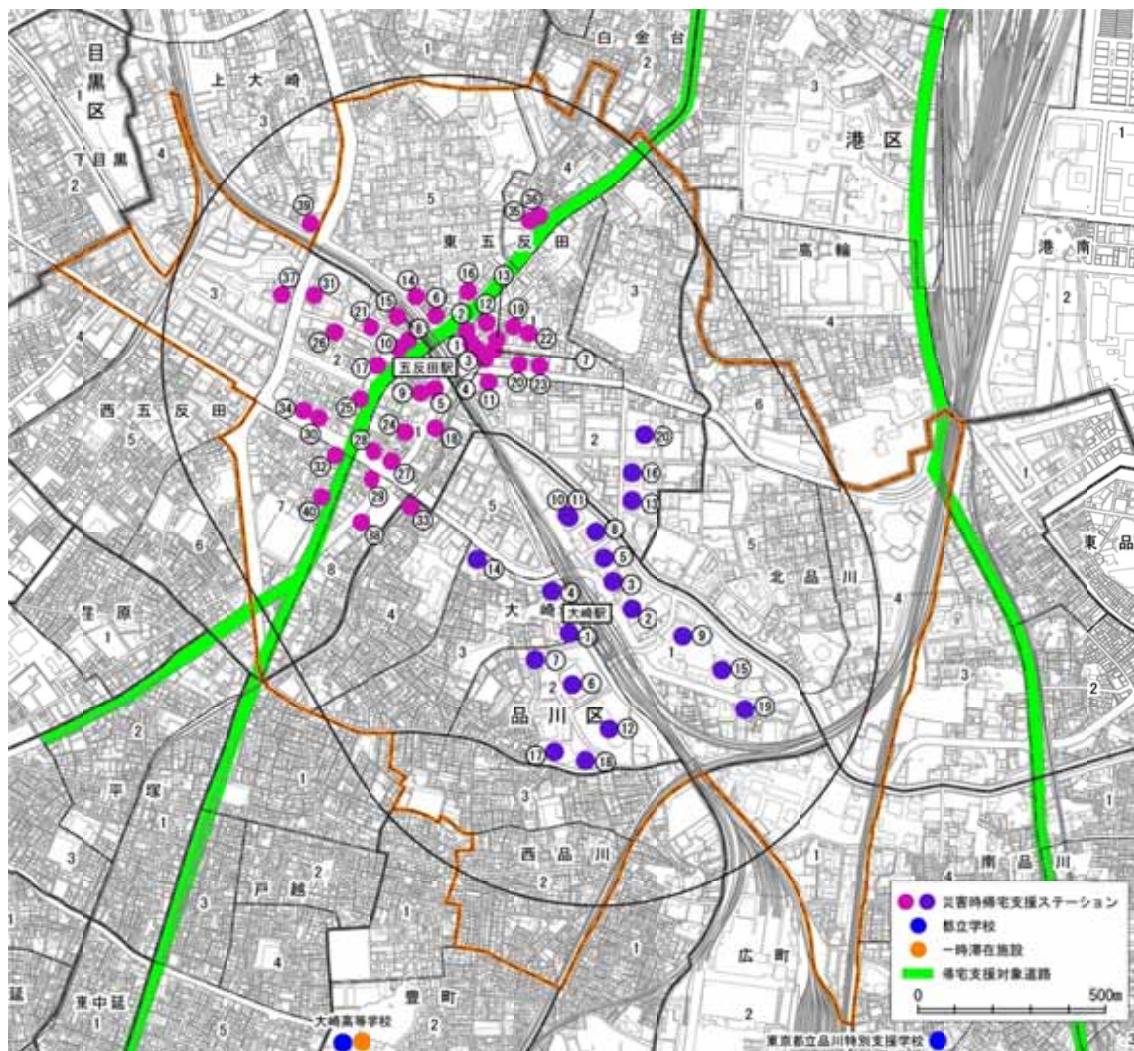


【災害時帰宅支援ステーション】

東京都では、徒歩による帰宅者に対する支援の一環として、都立学校等を「災害時帰宅支援ステーション」として位置づけている。これ以外にもファミリーレストラン、ファストフード店、レストラン、コンビニエンスストア、カラオケボックス等も同じ役割を担うものとして、順次協定を締結している。

災害時帰宅支援ステーションでは、水道水、トイレ、テレビおよびラジオからの災害情報の提供を行うこととしており、大崎駅周辺地域においても、大崎駅・五反田駅の周辺や帰宅支援対象道路の第二京浜沿いを中心に、複数の指定が進んでいる。

図表 77 大崎駅周辺地域の災害時帰宅支援ステーション位置図^{1, 56}



2. 現況および課題の把握

図表 78 災害時帰宅支援ステーション一覧（大崎駅周辺）⁵⁵

No.	施設名称	施設種類	駅からの距離
1	ファミリーマート 大崎駅西口店	コンビニエンスストア	78m
2	ファミリーマート 大崎ニューシティ店	コンビニエンスストア	87m
3	ローソン T O C 大崎店	コンビニエンスストア	95m
4	ファミリーマート トキワ大崎店	コンビニエンスストア	134m
5	ローソン 大崎センタービル店	コンビニエンスストア	140m
6	ファミリーマート ファミマT h i n k p a r k 店	コンビニエンスストア	188m
7	モスバーガー 大崎店	飲食店チェーン等	200m
8	ファミリーマート 大崎フロントタワー店	コンビニエンスストア	205m
9	サンクス ゲートシティ大崎店	コンビニエンスストア	240m
10	ローソン アートヴィレッジ大崎店	コンビニエンスストア	262m
11	ファミリーマート 日本アクセス大崎本社店	コンビニエンスストア	262m
12	ファミリーマート ファミマ大崎駅西口ビル店	コンビニエンスストア	307m
13	ファミリーマート 大崎駅東店	コンビニエンスストア	319m
14	セブン-イレブン 品川大崎3丁目店	コンビニエンスストア	342m
15	ローソン ゲートシティ大崎店	コンビニエンスストア	363m
16	ローソン オーバルコート大崎店	コンビニエンスストア	381m
17	セブン-イレブン 大崎ウエストシティタワーズ店	コンビニエンスストア	383m
18	セブン-イレブン 大崎百反通り店	コンビニエンスストア	386m
19	ローソン 大崎店	コンビニエンスストア	461m
20	ミニストップ 大崎フォレストビル店	コンビニエンスストア	495m

図表 79 災害時帰宅支援ステーション一覧（五反田駅周辺）⁵⁵

No.	施設名称	施設種類	駅からの距離
1	モスバーガー 五反田東口店	飲食店チェーン等	74m
2	ビッグエコー五反田東口駅前店	飲食店チェーン等	75m
3	吉野家 五反田駅前店	飲食店チェーン等	77m
4	旨い屋 五反田駅前店	飲食店チェーン等	89m
5	ビッグエコー五反田西口店	飲食店チェーン等	97m
6	カレーハウスCOCO 荅番屋 JR五反田駅東口店	飲食店チェーン等	102m
7	カラオケ館五反田店	飲食店チェーン等	104m
8	ファミリーマート 五反田駅前店	コンビニエンスストア	107m
9	ファミリーマート 西五反田一丁目店	コンビニエンスストア	112m
10	坐・和民 五反田桜田通り店	飲食店チェーン等	120m
11	カラオケルーム歌広場五反田店	飲食店チェーン等	120m
12	セブン-イレブン 品川東五反田1丁目店	コンビニエンスストア	139m
13	カラオケパークベスト10五反田店	飲食店チェーン等	143m
14	ファミリーマート 東五反田五丁目店	コンビニエンスストア	156m
15	朝獲れ鮮魚 魚鮮水産 五反田西口店	飲食店チェーン等	171m
16	ファミリーマート 東五反田桜田通り店	コンビニエンスストア	174m
17	ファミリーマート 五反田桜田通り店	コンビニエンスストア	177m
18	ファミリーマート 五反田駅南店	コンビニエンスストア	179m
19	ローソン 東五反田店	コンビニエンスストア	191m
20	ビッグエコー五反田東口2号店	飲食店チェーン等	200m
21	セブン-イレブン 西五反田2丁目店	コンビニエンスストア	212m
22	ファミリーマート 東五反田郵便局東店	コンビニエンスストア	220m
23	セブン-イレブン 五反田店	コンビニエンスストア	235m
24	坐・和民 五反田西口店	飲食店チェーン等	236m
25	ファミリーマート 西五反田二丁目店	コンビニエンスストア	261m
26	ローソン 西五反田二丁目店	コンビニエンスストア	294m
27	セブン-イレブン 西五反田1丁目店	コンビニエンスストア	313m
28	吉野家 西五反田一丁目店	飲食店チェーン等	315m
29	セブン-イレブン 大崎広小路駅西店	コンビニエンスストア	381m
30	カレーハウスCOCO 荅番屋 五反田山手通店	飲食店チェーン等	387m
31	ローソンスストア100 品川西五反田二丁目店	コンビニエンスストア	395m
32	ファミリーマート 西五反田七丁目店	コンビニエンスストア	396m
33	ファミリーマート 大崎広小路店	コンビニエンスストア	406m
34	ローソン 西五反田店	コンビニエンスストア	410m
35	ストロベリーコーンズ 五反田店	飲食店チェーン等	439m
36	ナポリの窯 五反田店	飲食店チェーン等	443m
37	セブン-イレブン 西五反田店	コンビニエンスストア	452m
38	ローソン 西五反田八丁目店	コンビニエンスストア	481m
39	サンクス 上大崎店	コンビニエンスストア	492m
40	ローソン 西五反田七丁目店	コンビニエンスストア	497m

2. 現況および課題の把握

i. まとめ

大崎駅周辺地域における防災関連設備・施設等の特性は、以下のとおりである。

【防災行政無線】

⇒防災関連機関や生活関連機関に防災行政無線を設置している。

【給水拠点】

⇒給水拠点は3ヶ所、震災対策用井戸は3ヶ所設置されている。

【災害時の交通規制、緊急輸送道路】

- ・大崎駅周辺地域では、首都高速2号目黒線と五反田駅前を横断する国道1号（桜田通り、第二京浜）が特定緊急輸送道路、大崎駅前を横断する都道317号線（環状六号線、山手通り）と大崎駅南側の百反通りが緊急輸送道路に指定されている。駅前を通る国道1号（桜田通り）と都道317号線（環状六号、山手通り）については、横断が制限されるため避難路設定にあたって注意が必要である。

【広域避難場所】

- ・五反田駅周辺や大崎駅の東側は、地区内残留地区に指定されており、万一火災が発生した場合も広域的な避難を必要としない区域となっている。
- ・今回の対象区域の縁辺部にあたる広町1丁目や東五反田4丁目などは、指定されている広域避難場所までかなり距離がある状況であり、また大崎駅に隣接する大崎駅西口地区一帯広域避難場所等では適切な避難誘導が必要である。

【公園、広場等】

- ・五反田駅周辺は地区内残留地区に指定されているものの、公園が1ヶ所も立地していない町丁目が複数あることから、来訪者等を中心とする滞留者が安全に滞留できる避難場所の確保を検討する必要がある。

【避難所等】

- ・大崎駅周辺地域では、区域内に5ヶ所の避難所（小中学校）が立地するが、これらは品川区民のための避難所であるため、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設としては、別途空間の確保が必要である。
- ・大崎駅周辺地域においては、津波による被害は少ないものと考えられるが、津波が発生した場合、海側からの避難者の流入が想定される。

【一時滞在施設】

- ・最寄りの都立一時滞在施設は、駅から半径750m圏外に立地することから、帰宅困難者の適切な誘導や、駅周辺での新たな滞在施設の確保が望まれる。
- ・大崎駅周辺地域では、災害時に帰宅困難者の受け入れについて協定を結んでいる施設（学校、福祉施設以外の民間施設）はあるが不足している状況である。今後、協力施設の拡大が望まれる。

【帰宅支援施設】

- ・大崎駅周辺地域では、五反田駅を横切る国道1号（桜田通り）が帰宅支援対象道路に指定されている。
- ・災害時帰宅支援ステーションは、駅周辺および国道1号（桜田通り）沿いに立地しており、避難に関する情報の提供場所として有効と考えられる。

2. 現況および課題の把握

② 協議会での地域特性の確認結果（平常時）

大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 都市再生安全確保計画部会において、構成員（国、都、防災関係機関、都市開発事業者、建築物の所有者・管理者・占有者等、鉄道事業者、ライフライン事業者 等）から出された平常時の地域特性は、以下のとおりである。

図表 80 地域特性の確認結果（平常時）⁵⁷

		五反田駅側	大崎駅側
人・場所の特徴	人の特徴	・駅周辺では夜間人口に比べて昼間人口、従業員人口が多い（東五反田2丁目、西五反田2、7丁目）。 ・飲食店など多様な施設が集積するため来訪者数が多い。	・駅周辺では夜間人口に比べて昼間人口、従業員人口が著しく多い（大崎1、2丁目）。
	場所の特徴	・駅周辺は、商業、業務、宿泊、集合住宅など様々な用途の建物が混在して分布している。駅から少し離れると住宅街が広がっている。 ・宿泊施設や多目的ホールなど、遠方からお客様が来訪される施設が多い。 ・駅東西にバスターミナルが2ヶ所ある。	・駅周辺は、大規模な業務施設、集合住宅が中心となる。駅から少し離れると住宅街が広がっている。 ・駅東西にバスターミナルが2ヶ所ある。 ・大規模な開発に伴い公園や広場が整備されている。
がけ地、狭あい		・五反田駅北側と東側に急傾斜地崩壊危険箇所が見られる。	・大崎駅の南西側のエリアでは幅員4m未満の細街路が多くみられる。 ・大崎駅東側等に急傾斜地崩壊危険箇所が見られる。
道路の特徴	歩行者の多い道路	・目黒川沿いの道路は、昼間の時間帯に多くの人通りがある。 ・線路沿いの道に関しては昼夜とも、人通りは多くない。	
	幹線道路	・国道1号（桜田通り）、環状6号（山手通り） ・首都高速環状線、首都高速2号目黒線	
	東西の往来	・目黒川が大崎・五反田両駅にまたがって流れている。 ・山手線等の線路が縦断している。	

平常時 **地震** 発災後



2. 現況および課題の把握

(3) 災害時の課題

基礎データおよび地域特性の確認結果（平常時）を踏まえた、駅周辺の災害時における課題は、以下のとおりである。大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 都市再生安全確保計画部会において、時間経過に伴う課題を抽出し、7つに集約した。

図表 82 災害時の課題⁵⁷

時系列(目安)	五反田駅側	大崎駅側	課 題
発災			
安全な場所 への避難	東五反田 1、3、4 丁目、西五反田 1、2、7 丁目には公園が 1ヶ所も立地しておらず、一時的に安全を確保するために避難する場所が少ない。	- 大崎 3、4 丁目、西品川 2、3 丁目付近には小規模な建物が密集しており、駅周辺の地域よりも若干、耐火性の観点では不安がある。 - 大崎 1 丁目は目黒川と線路に囲まれており、橋が壊れてしまうと避難や物資搬送が滞ってしまう可能性がある。	【1】直接被害の軽減
3時間			
駅周辺への 滞留	- 鉄道が止まり駅に入れない状態が長時間続くと、駅周辺で多くの人が滞留する可能性がある。 - 滞留者・帰宅困難者が駅周辺に集中する可能性がある - 駅周辺のがけ地等から、傾斜に沿って駅方向に人が自然に流れてくる可能性がある。		【2】退避場所・退避経路の確保
6時間			
一時的に滞在 できる 場所を探す	- 大規模施設において、都の条例に基づいた指導がされている場合でも、各テナントの備蓄状況の実態を把握しきれていない部分もある。 - 大規模な施設では、ビルスタッフの人数が限られており、災害時において効率的な対応が求められる。 - 避難所も不足するなか地域の住民組織とどのように連携していくか検討していく必要がある。		【3】滞留者の発生防止
12時間			
一時滞在施設での情報 収集など	- 災害時における区との協定締結に基づく活動は、迅速な連携が困難であると予想されるため、独自の行動が必要である。 - 個々の事業者や団体で情報収集できない際、どのように情報を入手するかが課題となる。		【4】円滑な避難誘導
3日後			
	(混乱の段階的な収束)		【5】共助による滞留者支援
			【6】発生した滞留者の一時滞在
			【7】帰宅者への支援

図表 83 災害時の課題マップ（発災直後）⁵⁷

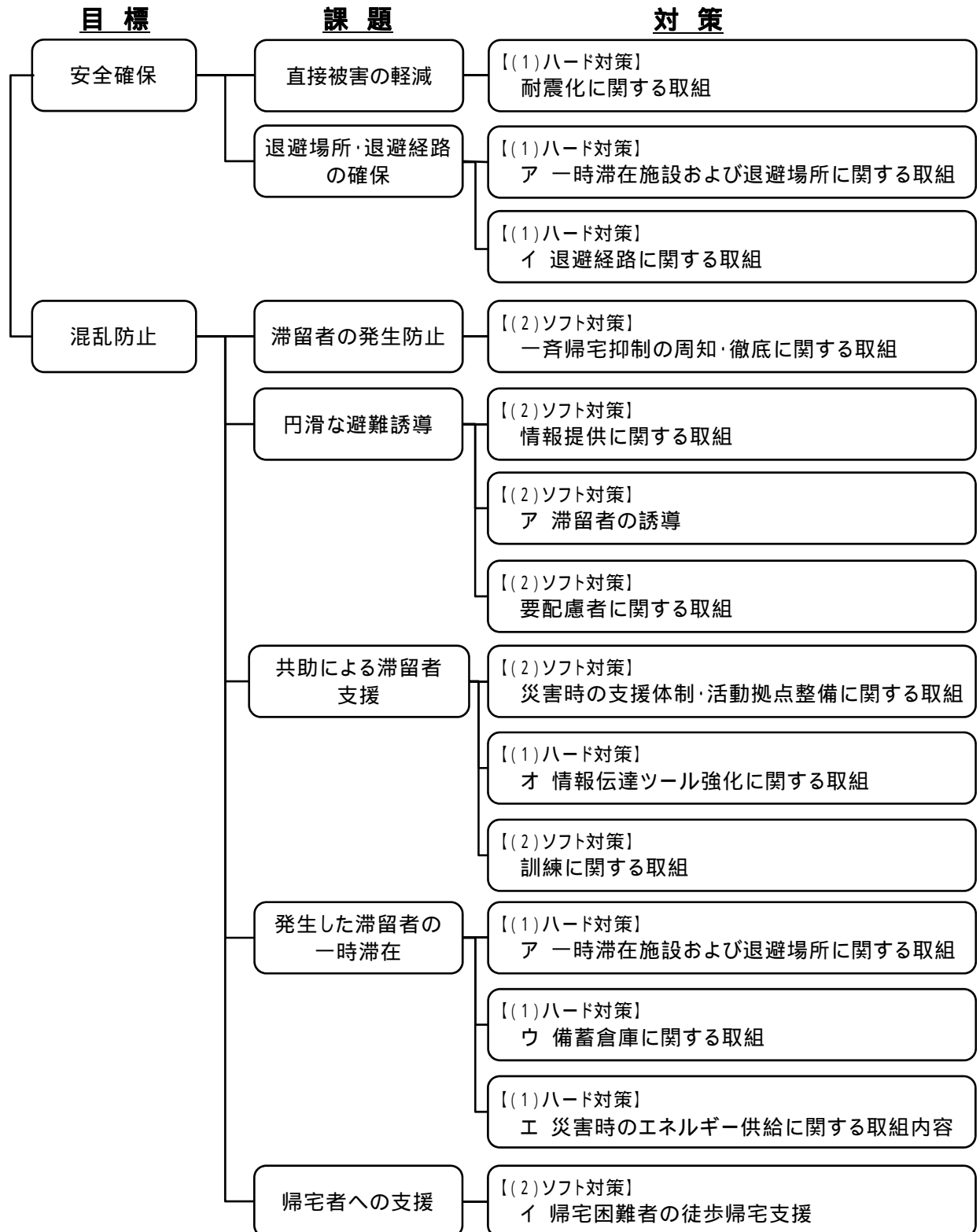
3. 課題解決に向けた取組

前章で抽出した課題を解決していくにあたっては、本計画の目標である「安全確保」および「混乱防止」の2つの視点で整理する。また、駅周辺における再開発の状況など地域の現状を踏まえながら、短期的、長期的な取り組みを整理し、段階的に推進していく。なお、本計画では包括的な対策（取組事項）を定めるものとし、大崎駅周辺、五反田駅周辺の各地域において、それぞれの地域の実情に応じた、より具体的なルールや計画に取り組むこととする。

「安全確保」の視点では、退避場所と退避経路の確保が重要である。短期的には、現在あるオープンスペース等を活用し、継続的な訓練等により退避経路上の危険箇所の発見、改善を行うとともに、平時からの周知活動や災害時の誘導等により安全な退避行動を促す取り組みを行う。長期的には、災害時の退避場所を確保し、滞在すべき場所を持たない滞留者（以下、3. 課題解決に向けた取組において単に、「滞留者」という。）が安全に移動できるよう危険要因の排除や退避経路の整備を行う。

「混乱防止」の視点では、滞留者の発生抑制と一時滞在施設等への受け入れが重要となる。短期的には、周辺事業者等に対し、従業員や利用者等を可能な限り施設内に留め置くよう啓発を行うほか、協力が得られる一時滞在施設を増やしていく。また、多くの滞留者が予想される駅周辺での情報提供など共助による滞留者支援を強化できる環境を整備していく。長期的には、駅周辺のまちづくりとの連携により、一時滞在施設として活用できる施設や備蓄倉庫の整備を行う。

図表 84 課題と対策関係図



3. 課題解決に向けた取組

(1) ハード対策

① 都市再生安全確保施設の整備および管理に関する取組

ア 一時滞在施設および退避場所に関する取組

大崎駅周辺地域では、大量の帰宅困難者（大崎駅周辺：約24,000人、五反田駅周辺：約20,000人）が発生すると推計されているが、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設や避難スペースが不足している状況であるため、拡充を図る。

ただし、公共施設だけで帰宅困難者を全て収容することには限界があるため、民間施設の協力が重要となる。また、大崎駅前地区の再開発に合わせた一時滞在施設の確保や公園等の活用を検討する。

図表 85 一時滞在施設および退避場所に関する取組内容（案）

取組内容		自助	共助	公助
1	一時滞在施設の拡充（民間施設）	○		○
2	一時滞在施設の拡充（公共施設）			○
3	一時的に退避可能な場所の確保 （既存オープンスペース等の活用）			○

イ 退避経路に関する取組

大崎駅周辺では一部のエリアにおいて線路や川に囲まれており、通行が制限される可能性がある。また、五反田駅周辺では公園が少ないエリアがあり、離れた場所への退避が多くなることが予想される。そのため、土地勘のない来訪者に対して退避場所および退避経路に関する情報、安全な行動を促す案内板等の設置を進める。

また、まちづくりと連携した退避経路の確保についても取り組む。

図表 86 退避経路に関する取組内容（案）

取組内容		自助	共助	公助
1	退避場所への案内板等設置			○
2	まちづくりと連携した退避経路の確保			○

ウ 備蓄倉庫に関する取組

帰宅困難者支援に必要な水や食糧等の物資を備蓄するスペースの確保が必要である。そのため、備蓄物資の保管場所として公共施設を利用するとともに、民間施設に協力を求める。

図表 87 備蓄倉庫に関する取組内容（案）

取組内容		自助	共助	公助
1	備蓄倉庫の確保（民間施設）	○		○
2	備蓄倉庫の確保（公共施設）			○

エ 災害時のエネルギー供給に関する取組

大規模災害時に滞在者等の安全確保に必要なエネルギー（電気・熱）を継続的に確保するため、都市開発事業者や建築物の所有者・管理者、ライフライン事業者は、対象地域における耐震性の高い中圧ガス供給設備導入、コージェネレーションや自家発電設備の導入、燃料の確保など災害時のエネルギー確保に取り組む。

図表 88 災害時のエネルギー供給に関する取組内容（案）

取組内容		自助	共助	公助
1	エネルギー供給設備（コージェネレーションシステム等）の導入検討	○	○	

オ 情報伝達ツール強化に関する取組

東日本大震災では、災害状況や交通機関の運行状況等の情報を求める人が駅前に滞留し、駅に近づけない状況となったため、災害発生時には、各種情報を正確かつ迅速に伝達する情報伝達ツール（案内板等）の整備に関する取り組みが必要となる。さらに、スマートフォン等の普及により多くの帰宅困難者がインターネットから情報収集を行うことが想定されるため、公衆無線LAN環境（Wi-Fi）を整備し通信手段の充実を図る。

また、区や協議会が連携して滞留者への支援を行うためには、指示の伝達や収集した各種情報の連絡体制が重要であり、情報連絡の手段を整備する。

図表 89 情報伝達ツールに関する取組内容（案）

取組内容		自助	共助	公助
1	災害時の滞留者向け情報伝達ツールの整備		○	○
2	協議会と区が連絡を取り合うための情報伝達ツールの整備		○	○
3	公衆無線LAN環境（Wi-Fi）の整備			○

補足 都市再生安全確保施設の整備及び管理状況について

図表 90 都市再生安全確保施設の整備及び管理状況

※協定締結先に了承を得た上で記載する。

② 耐震化に関する取組

大崎駅周辺地域における小規模な建物が密集している地域では、火災や建物倒壊の可能性がある。帰宅困難者対策を進めるにあたり、安全に避難する経路を確保するため、建物の耐震化を進めていく。

区は、品川区耐震改修計画に基づき、木造住宅除却支援や耐震改修支援等を実施している。今後は都市環境部門と連携を図り、建物の耐震化を進めていく。

図表 91 耐震化に関する取組内容（案）

取組内容		自助	共助	公助
1	まちづくりと連携した耐震化の推進	○		○

3. 課題解決に向けた取組

(2) ソフト対策

① 一斉帰宅抑制の周知・徹底に関する取組

駅周辺の混乱を防ぐためには、滞留者の発生を抑えるための取り組みが重要である。東京都が行った「東日本大震災時の帰宅困難者対策の実態調査」によると、会社や学校から帰宅した理由として最も多かったのは、「会社（学校）の管理者から帰宅するように指示があったため」（約35%）であった。事業所等では、一斉帰宅の抑制に関して従業員や生徒等に、周知・徹底を図る。

東京都帰宅困難者対策条例で事業者は、従業員の施設内待機に必要な3日分の備蓄の確保に努めることとしている。また共助の観点から、来社中の顧客や施設利用者などのために、10%程度の量を余分に備蓄することを推奨している。

図表 92 一斉帰宅抑制の周知・徹底に関する取組内容（案）

取組内容		自助	共助	公助
1	一斉帰宅抑制に関する周知		○	○
2	事業所等における施設内待機ルールの徹底	○		
3	従業員や帰宅困難者向けの備蓄確保	○	○	

② 災害時の支援体制・活動拠点整備に関する取組

大崎駅周辺地域の滞留者への支援を強化していくためには、協議会構成員を中心とした体制や活動拠点の整備が必要不可欠である。活動拠点は、多くの滞留者の発生が予想される駅周辺を中心に検討する。

図表 93 災害時の参集体制整備に関する取組内容（案）

取組内容		自助	共助	公助
1	災害時における支援体制・活動場所の検討		○	○

③ 誘導に関する取組

ア 滞留者の誘導

交通機関の運行停止等により、大崎駅周辺地域に多くの滞留者が発生した際、徒歩で帰宅できない人を一時滞在施設等へ適切に誘導することができれば、駅における混乱を緩和することが可能となる。

滞留者を誘導するなどの支援活動を実施するにあたっては、あらかじめ地域支援ルールを作成する必要がある、滞留者支援マップ等の作成を検討する。

図表 94 滞留者の誘導に関する取組内容（案）

取組内容		自助	共助	公助
1	災害時における滞留者支援ルールの作成 （役割分担、誘導方法など）		○	○
2	配布用滞留者支援マップ等の作成 （一時的に滞留できるオープンスペースなど）		○	○

イ 帰宅困難者の徒歩帰宅支援

災害時に交通機関の運行が停止し、徒歩で帰宅せざるを得ない人に対して、道路等の被害情報や交通機関の運行状況、トイレや災害時帰宅支援ステーションの場所などの情報提供や誘導等の支援を検討する。

図表 95 帰宅困難者の徒歩帰宅支援に関する取組内容（案）

取組内容		自助	共助	公助
1	災害時における滞留者支援ルールの作成 （帰宅者への支援ルールなど）		○	○
2	徒歩帰宅支援マップ等の作成 （トイレや休憩場所など）		○	○

④ 情報提供に関する取組

災害時は、情報の入手が困難になることが予想されるため、滞留者への情報提供が重要となる。そのため、協議会と防災関係機関が連携し、円滑な情報収集および整理を行い、地域の被害情報や一時滞在施設の開設状況などの情報を提供できる体制を確立する。

図表 96 情報提供に関する取組内容（案）

取組内容		自助	共助	公助
1	災害時における滞留者支援ルールの作成 （情報収集、情報提供など）		○	○
2	情報収集および整理に必要な帳票類の作成		○	○

⑤ 要配慮者に関する取組

障害者や高齢者、妊婦など、自ら避難行動をとることが困難な要配慮者への対応についても滞留者支援ルールに盛り込むことが必要となる。

また、近年では外国人旅行者が増加傾向にあるため、案内表示や支援マップ等は外国語を記載するなどの配慮を検討する。

3. 課題解決に向けた取組

図表 97 要配慮者に関する取組内容（案）

取組内容		自助	共助	公助
1	災害時における滞留者支援ルールの作成 （要配慮者への対応など）		○	○
2	支援マップ等における外国語対応の検討		○	○

⑥ 訓練に関する取組

災害時に情報収集および整理、正確な情報提供や円滑な誘導などが行えるよう訓練を実施する。

また、訓練で得られた成果の確認と効果の検証を行い、滞留者支援ルールや本計画を改善、更新していく。

図表 98 訓練に関する取組内容（案）

取組内容		自助	共助	公助
1	運営体制強化訓練の実施		○	○
2	訓練での実効性確認		○	○
3	訓練による人材育成		○	○

4. 参考資料

(1) 関連する計画・条例

帰宅困難者に対する防災対策は、主として東京都地域防災計画（平成26年修正）に定めがあるほか、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）、品川区防災対策基本条例（平成26年4月1日）に基づくものがある。

① 東京都地域防災計画

ア 帰宅困難者対策の施策体系

a. 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

都は、国と共に東日本大震災の教訓を踏まえ、首都圏自治体、鉄道、通信事業者、民間団体等からなる協議会を、平成23年9月に設置し、平成24年9月に最終報告およびガイドラインを取りまとめた。

取りまとめられたガイドライン（平成24年9月10日）

- ・「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」
- ・「大規模な事業者や駅等における利用者保護ガイドライン」
- ・「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」
- ・「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」
- ・「駅前滞留者対策ガイドライン」

b. 東京都帰宅困難者対策実施計画の策定

都は、平成24年11月に、帰宅困難者対策の事業方針や行政の支援策等を取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定した。

c. 東京都帰宅困難者対策条例の施行

都は、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取り組みを明文化した東京都帰宅困難者対策条例を平成25年4月に施行した。

d. 一時滞在施設の確保

都は、都立施設200ヶ所を一時滞在施設（約7万人分）として指定し、備蓄品の配備を行うとともに、都と一時滞在施設間の情報連絡体制の整備等を行った。

e. 帰宅支援ステーションの整備

混乱収拾後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを10,752ヶ所確保した。（平成27年12月21日現在）

4. 参考資料

② 東京都震災対策条例

ア 事業所防災計画の作成について

東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第10条において「事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都および区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。」と規定している。

先述の東京都帰宅困難者対策条例の施行（平成25年4月）に合わせて、「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」（平成13年東京消防庁告示第2号）の一部改正が行われた。

■事業所防災計画とは

事業所防災計画は、東京都震災対策条例第10条に基づき、地震の被害を軽減するため事業所単位で作成する防災計画で、都内の事業者は、「①震災に備えての事前計画②震災時の活動計画③施設再開までの復旧計画」について定めることとされている。

「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」の一部改正にあたり追加された項目は、以下のとおりである。

1 「震災に備えての事前計画」の項目

- ①家族等との安否確認のための連絡手段の確保に関すること。
- ②従業員、児童、生徒等及び他の在館者（従業員等）の一斉帰宅の抑制に関すること。

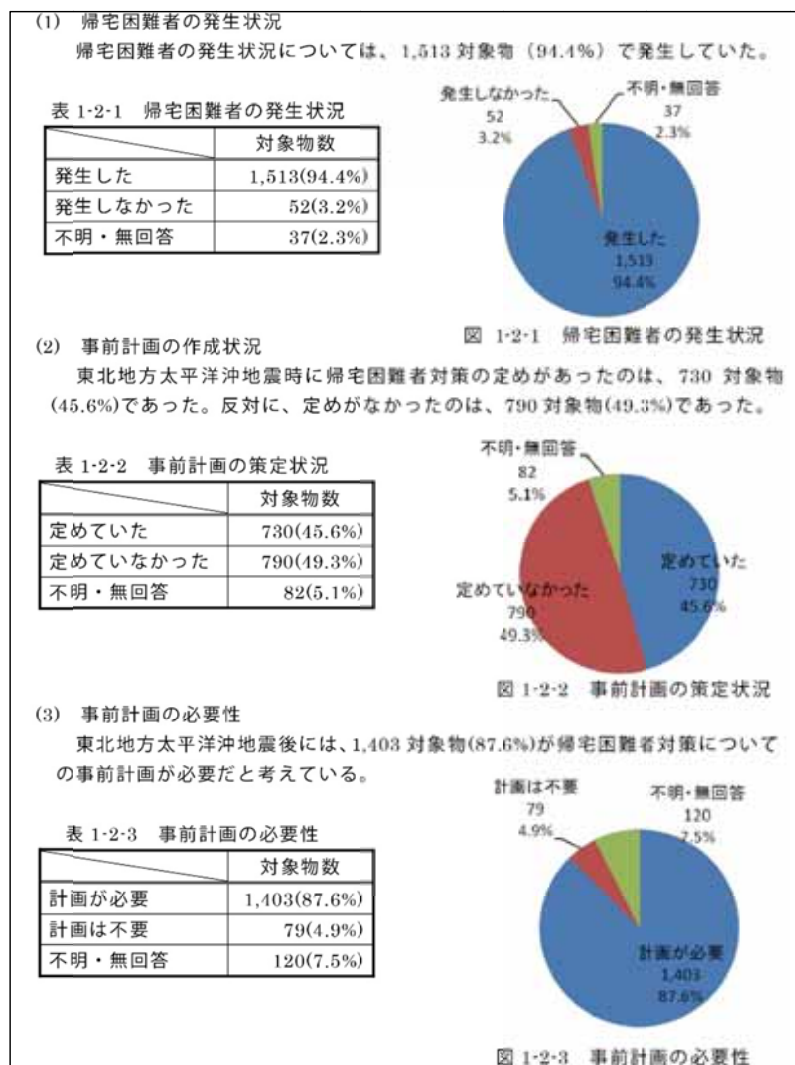
2 「震災時の活動計画」の項目

- ①家族等との安否確認の実施に関すること。
- ②従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関すること。

改正にあたり、東京消防庁は事業所防災計画の見直しの呼びかけや指導を行うこととしている。

イ 都内の防火管理対象物⁵⁸における事業所防災計画の作成状況

東京消防庁予防部防火管理課が都内の防火管理対象物について実施したアンケート（回答：1,602対象物、回答率88.8%）での、帰宅困難者に関する回答は、以下のとおりである⁵⁹。



このアンケートは、帰宅困難者対策における課題や効果的対応等について、事前計画作成の際に参考となる自由記載の回答項目がある。

4. 参考資料

③ 品川区防災対策基本条例

品川区は、平成26年4月1日に災害予防、災害時の応急対策、復旧時にかかる区の責務、区民、事業所の努めと役割を明確にするため、地域防災計画の内容に基づく「品川区災害対策基本条例」を制定している。

ア 事業者を求める取組

条例の概要版リーフレットでは、事業者への周知活動の一つとして、重要な3つの対策や帰宅困難者等への支援協力を紹介している。

図表 99 事業者を求める主な取組⁶⁰

■事業所の防災対策3本柱に基づく防災対策の実施

各事業所においては以下の3つが主な取り組みの指針となります。

- ① 安否確認方法の確立と地震対策…従業員と家族の安否確認方法を確立しましょう。また、建物の耐震化（S56以前に建てられた旧耐震基準の建物）や建物内のオフィス家具の固定等、災害時の人命保護に努めて下さい。
- ② 一斉帰宅の抑制…従業員の3日間分の食料・飲料水等を備蓄し、発災時は一斉帰宅の抑制にご協力下さい。発災直後は防災関係機関による人命救助や道路啓開活動が予想されるため、帰宅の抑制が重要です。
- ③ 業務継続のための施策…災害時に正規の方法での業務が滞った場合の代替手段を事前に確保し、手順のマニュアル（BCPなど）化や訓練を実施して、顧客や取引先への影響を最小限に抑える準備をしましょう。



■帰宅困難者等への支援協力

ターミナル駅周辺や帰宅支援対象道路は、災害時に多くの帰宅困難者や徒歩帰宅者の発生が予想されるため、周辺の事業所は支援をお願いします。また、日頃より地域の防災力向上のための取り組みにもご協力下さい。

【連携力強化のための取り組み事例】
国道15号線沿線や主要駅周辺の事業所や地域住民、防災関係機関等が災害時の行動ルールや訓練の実施について検討を行う協議会の開催



イ 協定締結

品川区では、災害時における応急対応および復旧対策を行うにあたり、企業や民間団体等と連携し協力が得られるよう、災害時協力協定の締結に取り組んでいる。

(2) 帰宅困難者についてのアンケート

大崎駅周辺まち運営協議会の構成員に対し、各事業所における帰宅困難者対策に関するアンケート調査を実施した。

① アンケート実施概要

アンケート実施概要は、以下のとおりである。

- ・ 配布日時

平成27年11月17日 メール配布

- ・ 配布先

大崎駅周辺まち運営協議会 まち運営委員会 委員 14団体

- ・ 回答団体数

10団体／14団体

4. 参考資料

② アンケート集計結果

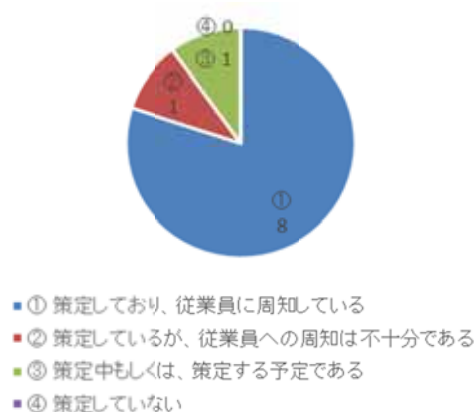
従業員に対して、策定している災害時の行動方針や計画の周知が不十分であったり、帰宅困難者への情報提供方法が決まっていないなどの結果が得られた。

また、事業所の規模や業種等に応じて、避難者および帰宅困難者の人数や属性は様々であることから、それぞれの特性を踏まえた対応策の検討が必要と考えられる。

図表 100 アンケート集計結果

1 災害時の行動方針・計画（従業員や施設利用者の安全確保・避難誘導、施設の安全確認方法、連絡体制など）を策定し、従業員に周知していますか。

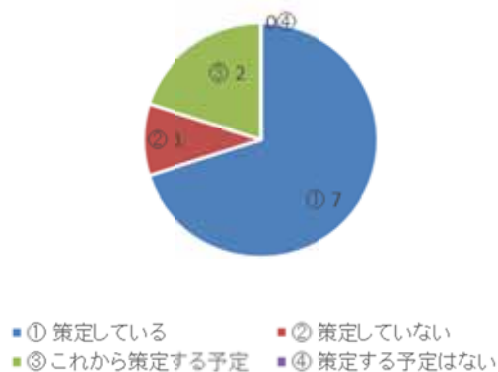
	回答数 n = 10	割合 (%)
計	10	100.0
①策定しており、従業員に周知している	8	80.0
②策定しているが、従業員への周知は不十分である	1	10.0
③策定中もしくは、策定する予定である	1	10.0
④策定していない	0	0.0



⇒ 1 団体を除くほぼすべての事業者で計画が策定されているが、策定していても従業員への周知は不十分との回答も1件あった。

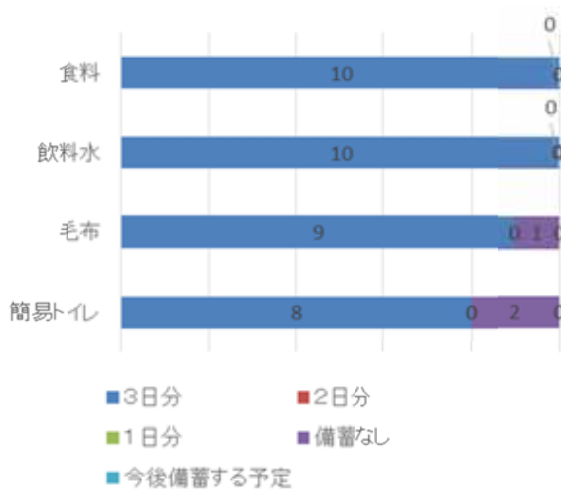
2 BCP（事業継続計画）を策定していますか。

	回答数 n = 10	割合 (%)
計	10	100.0
①策定している	7	70.0
②策定していない	1	10.0
③これから策定する予定である	2	20.0
④策定する予定はない	0	0.0



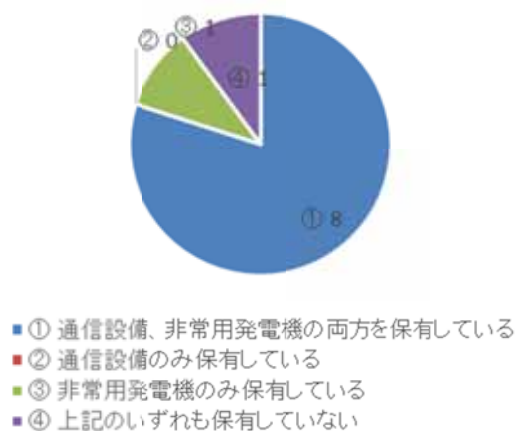
3 従業員用の備蓄について、該当する備蓄量に○を付けてください。

回答社数 n = 10 割合%	3 日 分	2 日 分	1 日 分	備 蓄 な し	今 後 備 蓄 す る 予 定	無 回 答
食料	10	0	0	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飲料水	10	0	0	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
毛布	9	0	0	1	0	0
	90.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0
簡易 トイレ	8	0	0	2	0	0
	80.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0



4 通信設備（衛星電話、MCA無線、トランシーバーなど）、非常用発電機の保有状況についてお伺いします

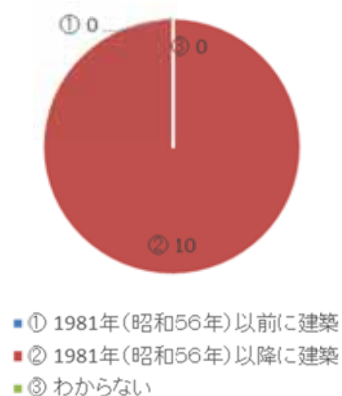
	回答数 n = 10	割合 (%)
計	10	100.0
①通信設備、非常用発電機の両方を保有している	8	80.0
②通信設備のみ保有している	0	0.0
③非常用発電機のみ保有している	1	10.0
④上記のいずれも保有していない	1	10.0



5 建物の建築年代は、次のうちどれにあたりますか。

(複数回答あり)

	回答数 n = 20	割合 (%)
計	20	100.0
①1981年（昭和56年）以前に建築	7	35.0
②1981年（昭和56年）以降に建築	12	60.0
③わからない	1	5.0

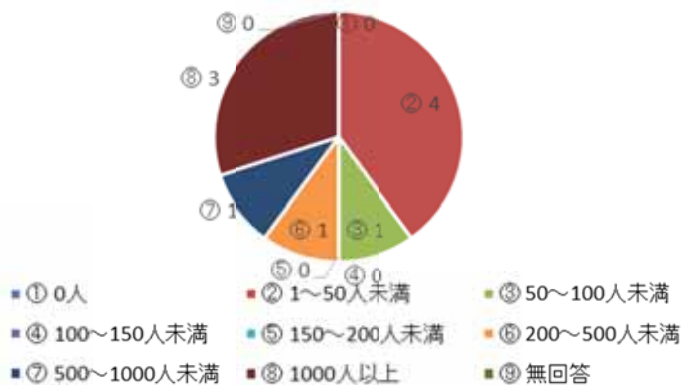


4. 参考資料

6 災害（地震）が発生した際、一時的に外に退避する従業員数を教えてください。

※建物の安全確認のため、全員外に退避するものとしてお答えください。

	回答数 n = 10	割合 (%)
計	10	100.0
①0人	0	0.0
②50人未満	4	40.0
③50～100人未満	1	10.0
④100～150人未満	0	0.0
⑤150～200人未満	0	0.0
⑥200～500人未満	1	10.0
⑦500～1000人未満	1	10.0
⑧1000人以上	3	30.0
⑨無回答	0	0.0



⇒避難人数は1～50人未満の事業者が最も多かったが、避難人数が1,000人以上（学生・客を含む）との回答も3件あった。

7 災害時、帰宅困難者※となる従業員数を教えてください。

※帰宅困難者とは、帰宅断念者と遠距離徒歩帰宅者のことをいいます。

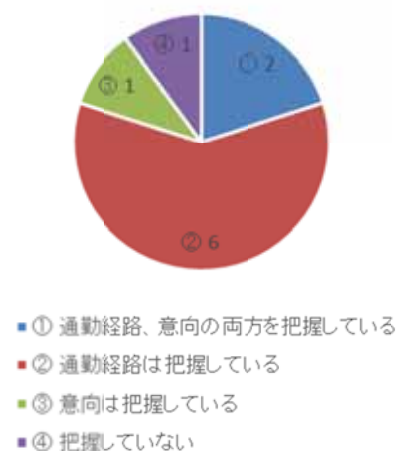
	回答数 n = 10	割合 (%)
計	10	100.0
①0人	0	0.0
②1～50人未満	4	40.0
③50～100人未満	1	10.0
④100～150人未満	0	0.0
⑤150～200人未満	1	10.0
⑥200～500人未満	0	0.0
⑦500～1000人未満	1	10.0
⑧1000人以上	2	20.0
⑨無回答	1	10.0



⇒帰宅困難者数においても、1～50人未満の事業者が最も多かったが、1,000人以上の回答も2件あった。

8 災害時における従業員の通勤経路や意向（家族構成、家庭事情など）を把握していますか。

	回答数 n = 10	割合 (%)
計	10	100.0
①通勤経路、意向の両方を把握している	2	20.0
②通勤経路は把握している	6	60.0
③意向は把握している	1	10.0
④把握していない	1	10.0



⇒通勤経路、意向の両方を把握している事業者は2割に留まり、まったく把握していない事業者も団体あった。

9 災害時一斉帰宅抑制に関する防災教育を、従業員に対して実施していますか。

	回答数 n = 10	割合 (%)
計	10	100.0
①実施している	8	80.0
②実施していない	2	20.0
③無回答	0	0.0

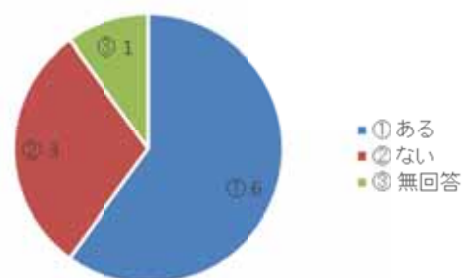


⇒防災教育について、8割が「実施している」と回答した。

10 共助の観点から、外部の帰宅困難者を受け入れる一時滞在スペースはありますか。

※実際に受け入れるかどうかは問いません。

	回答数 n = 10	割合 (%)
計	10	100.0
①ある	6	60.0
②ない	3	30.0
③無回答	1	10.0

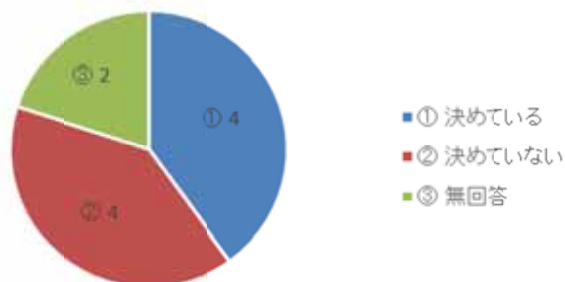


⇒「ある」と回答した事業者は6団体あった。

4. 参考資料

1 1 災害時に受け入れる滞在者等への情報提供の方法・手段を決めていますか。

	回答数 n = 10	割合 (%)
計	10	100.0
①決めている	4	40.0
②決めていない	4	40.0
③無回答	2	20.0



「①決めている」と回答した場合の具体的な方法・手段について

会社の災害対策本部からの情報提供を受けて、館内放送や一時滞在場所への掲示により告知する。
テレビ、館内放送等
品川区との協定により、品川区と無線連絡を取りながら必要に応じて情報提供する。

⇒情報提供の方法・手段を「決めている」と回答した事業者は4社であった。なお、前問で一時滞在スペースが「ある」と回答した事業者のうち、情報提供の手段・方法を決めている事業者は3団体であった。

1 2 地域を構成する一員として、地元町会・自治会や他事業所等との災害時の相互応援体制を築いていますか。

	回答数 n = 10	割合 (%)
計	10	100.0
①築いている	2	20.0
②築いていない	7	70.0
③無回答	1	10.0

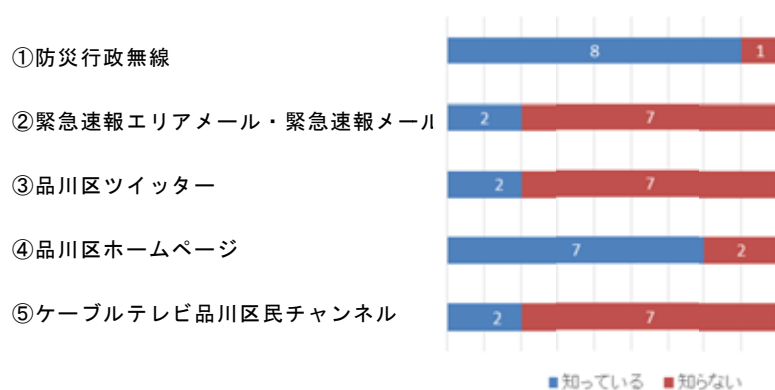


13 品川区では、大規模な災害が発生した場合、以下の手段で情報提供します。ご存じのものに○を付けてください。

(複数回答)

	回答数	「知っている」割合 9社※中 (%)
①防災行政無線	8	72.7
②緊急速報エリアメール・緊急速報メール	2	18.2
③品川区ツイッター	2	18.2
④品川区ホームページ	7	63.6
⑤ケーブルテレビ品川区民チャンネル	2	18.2
⑥その他	0	0.0

※無回答 1 社あり



4. 参考資料

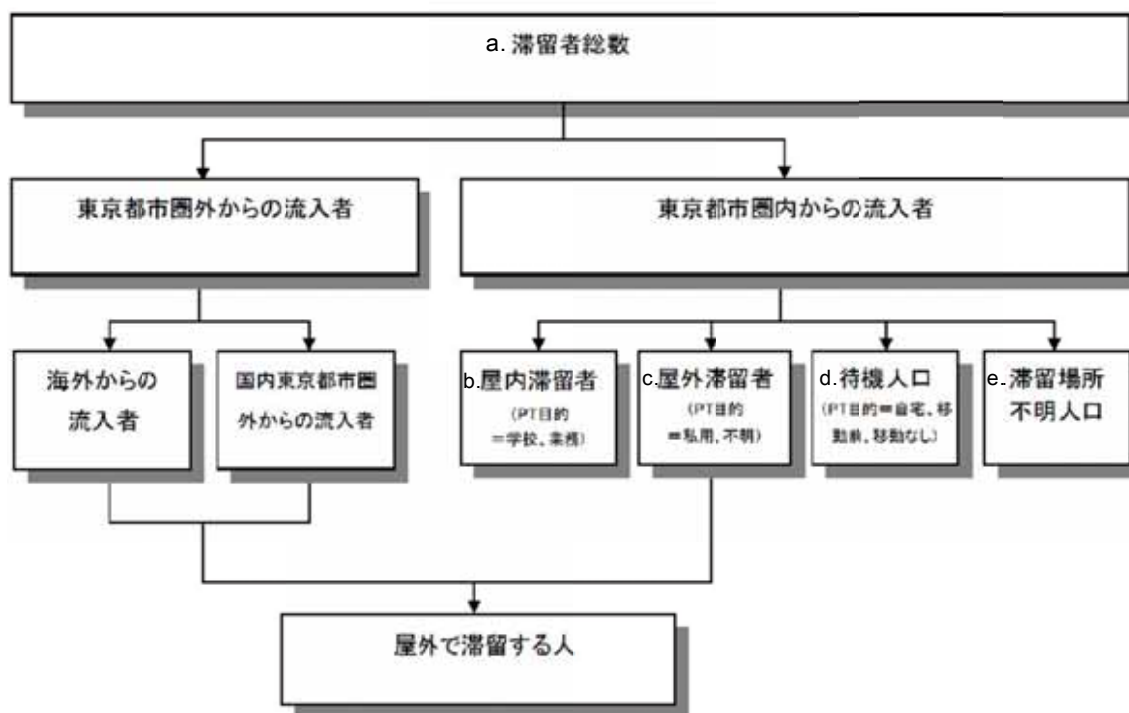
(3) 滞留者等の推計に関する検討資料

① 滞留者の定義

「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月18日公表）では、滞留者等の定義および内訳については、以下のとおりである。

首都直下地震が起きた際には甚大な被害が予想されるため、自宅が近距離であっても速やかに帰宅できるとは限らない。また、発災後の混乱を避け、身の安全を守るためにも、職場や学校等に留まることが求められており、ただちに帰宅行動をとることは奨励されていない。そのため、駅周辺の帰宅困難者対策として特に必要となるのは、職場や学校などの所属場所がないために、発災時に屋外で滞留する人への対応であると考えられる。

図表 101 滞留者の内訳⁶¹



a. 東京都内の滞留者総数

- ・ある時間帯に震災が起きたときに都内にいる滞留者の総数。

$$\text{滞留者総数} = \text{東京都市圏内からの流入者数（屋内滞留者数} + \text{屋外滞留者数} \\ + \text{待機人口} + \text{滞留場所不明人口）} + \text{東京都市圏外からの流入者数}$$

b. 屋内滞留者

- ・自宅以外の所属場所（職場、学校など）で被災し、そのまま屋内に留まることができる人である。

c. 屋外滞留者

- ・東京都市圏内に居住地があっても所属場所（職場、学校など）以外の場所で被災して、身近に留まる場所を持たない人が屋外滞留者となる。この屋外滞留者と、東京都市圏外からの流入者が、屋外で滞留する人となる。

d. 待機人口

- ・自宅および自宅周辺で被災し、屋内に留まることができる（または容易な）人である。

e. 滞留場所不明人口

- ・発災の時間帯に何らかの目的をもって移動中であり、発災時の滞在場所が不明な人である。